

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年8月28日(2024.8.28)

【公開番号】特開2023-34138(P2023-34138A)

【公開日】令和5年3月13日(2023.3.13)

【年通号数】公開公報(特許)2023-047

【出願番号】特願2021-140230(P2021-140230)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月20日(2024.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

演出駆動手段が設けられた基板を有し、

前記演出駆動手段は、

第1電源電圧が入力される電源入力端子と、スレーブアドレスを設定する複数のアドレス端子と、前記第1電源電圧よりも低い第2電源電圧を出力する電源出力端子と、を有し、前記電源出力端子と前記アドレス端子の間に他の端子が設けられており、

Hレベルに設定されるアドレス端子は、基板上で、前記演出駆動手段の実装面とは異なる面のパターン配線を介して前記電源出力端子と接続され、

Lレベルに設定するアドレス端子は、前記実装面のグランドに接続されている

遊技機。

【請求項2】

前記実装面のグランドは、ベタグランドとされている

請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明の遊技機は、演出駆動手段が設けられた基板を有し、前記演出駆動手段は、第1電源電圧が入力される電源入力端子と、スレーブアドレスを設定する複数のアドレス端子と、前記第1電源電圧よりも低い第2電源電圧を出力する電源出力端子と、を有し、前記電源出力端子と前記アドレス端子の間に他の端子が設けられており、Hレベルに設定されるアドレス端子は、基板上で、前記演出駆動手段の実装面とは異なる面のパターン配線を介して前記電源出力端子と接続され、Lレベルに設定するアドレス端子は、前記実装面のグランドに接続されている。

また前記実装面のグランドは、ベタグランドとされていてもよい。

【手続補正3】

40

50

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また扉6の上部の両側と発射操作ハンドル15の上側とには、音響により音演出効果(効果音)を発揮するスピーカ46が設けられている。図1では扉6の上部の2つのスピーカ46のみを示している。

複数のスピーカ46により、演出に関する音などについて、いわゆるステレオ音響再生や、より多チャネルの音響再生を行うことができるようになっている。

10

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0510

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0510】

以上の通り、LED基板1600では次の構成を有する。

・上流から送信されてくるクロック信号CLK、データ信号DATAに基づいてLEDドライバ1601が発光部1602の発光駆動を行う。

20

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0637

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0637】

実施の形態の遊技機1は次の(構成A4-1)を有する。

(構成A4-1)

遊技機1は、

チップ部品による第1の演出駆動手段と、前記第1の演出駆動手段に対するクロックと演出駆動用制御データを入力する第1のコネクタが設けられた第1基板と、

30

チップ部品による第2の演出駆動手段と、前記第2の演出駆動手段に対するクロックと演出駆動用制御データを入力する第2のコネクタが設けられた第2基板と、

を備え、

前記第1基板において、

前記第1の演出駆動手段と前記第1のコネクタは基板の同一面に配置されており、

前記第1の演出駆動手段におけるクロックと演出駆動用制御データの各入力端子の、パターン配線側からチップ側をみたときの左右関係と、

前記第1のコネクタにおけるクロックと演出駆動用制御データの各コネクタ端子の、該各コネクタ端子側から該各コネクタ端子に接続されるパターン配線の導出方向を向いてみたときの左右関係と、

40

が同一であり、

前記第2基板において、

前記第2のコネクタにおけるクロックと演出駆動用制御データの各コネクタ端子の、該各コネクタ端子側から該各コネクタ端子に接続されるパターン配線の導出方向を向いてみたときの左右関係が、前記第1のコネクタと同一であり、

前記第2の演出駆動手段におけるクロックと演出駆動用制御データの各入力端子の、パターン配線側からチップ側をみたときの左右関係が、前記第1の演出駆動手段と逆であり、

前記第2の演出駆動手段と前記第2のコネクタは前記第2基板の異なる面に配置されている。

50

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0714**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0714】**

図88、図89に（構成A8-1）の第1基板の構成を模式的に示している。

なお図88は（構成A8-1）又は（構成A8-2）に対応する例である。

また図89は（構成A8-1）又は（構成A8-3）に対応する例である。

【手続補正7】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0778**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0778】**

L E D ドライバ1510, 1511, 1520, 1521, 1522, 1601の端子配置は図80Aのとおりである。

図80Aにおける端子配置は、辺s d 1に1番端子（SVCC）から12番端子（A1）が設けられ、辺s d 2に13番端子（A2）から24番端子（LEDR3）が設けられ、辺s d 3に25番端子（LEDG3）から36番端子（LEDG6）が設けられ、辺s d 4に37番端子（LEDB6）から48番端子（SCLK）が設けられる。 20

【手続補正8】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0797**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0797】**

L E D 基板780の場合、L E D ドライバ782の1番端子からリファレンス電圧配線789a（図60）、スルーホールTH50（図60, 図61）、リファレンス電圧配線789b（図61）、スルーホールTH51（図61, 図60）、リファレンス電圧配線789c（図60）で、スレーブアドレスのHレベル（「1」）が設定される。 30

【手続補正9】**【補正対象書類名】**図面**【補正対象項目名】**図5**【補正方法】**変更**【補正の内容】**

10

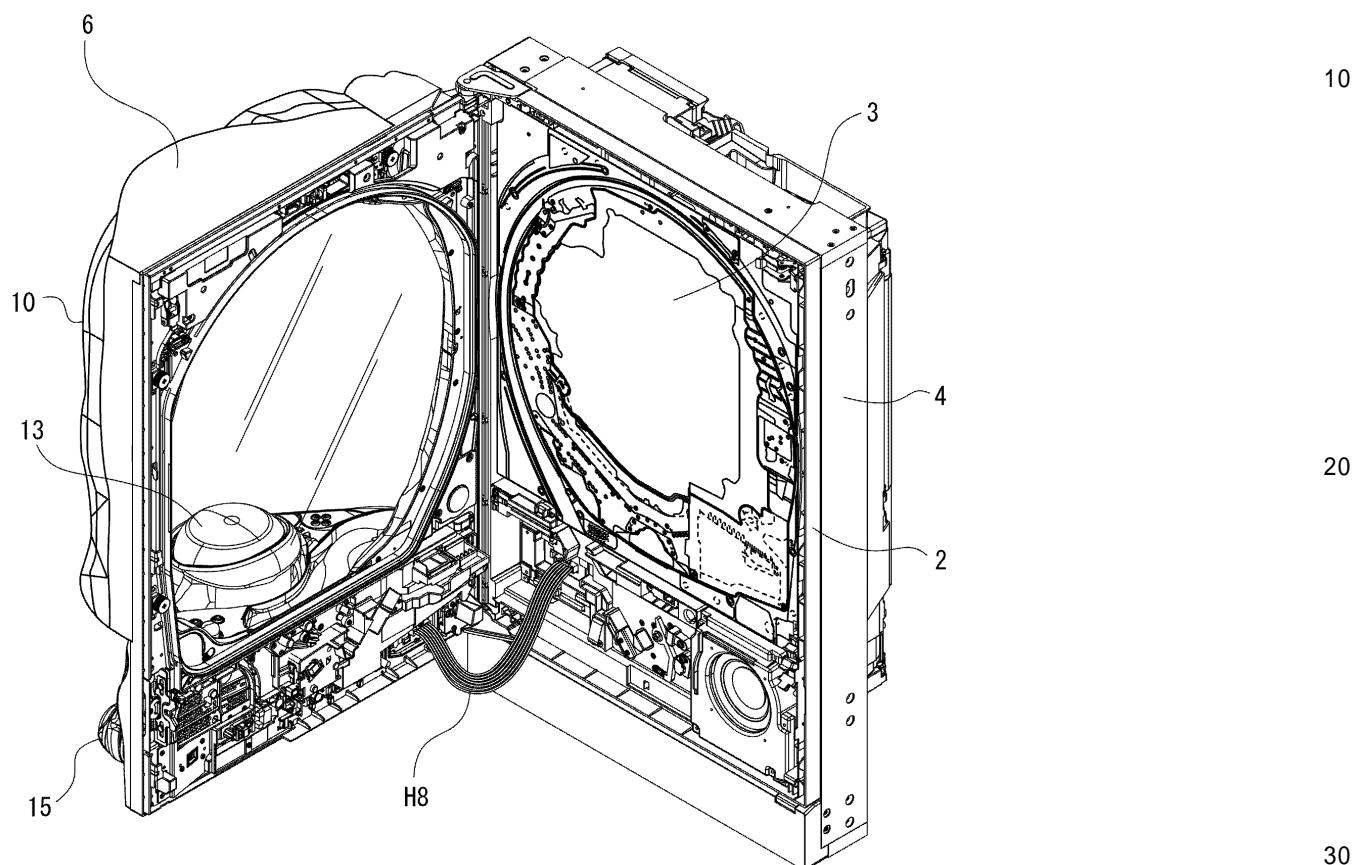
20

30

40

50

【図5】



10

20

30

40

【手続補正10】

【補正対象書類名】図面

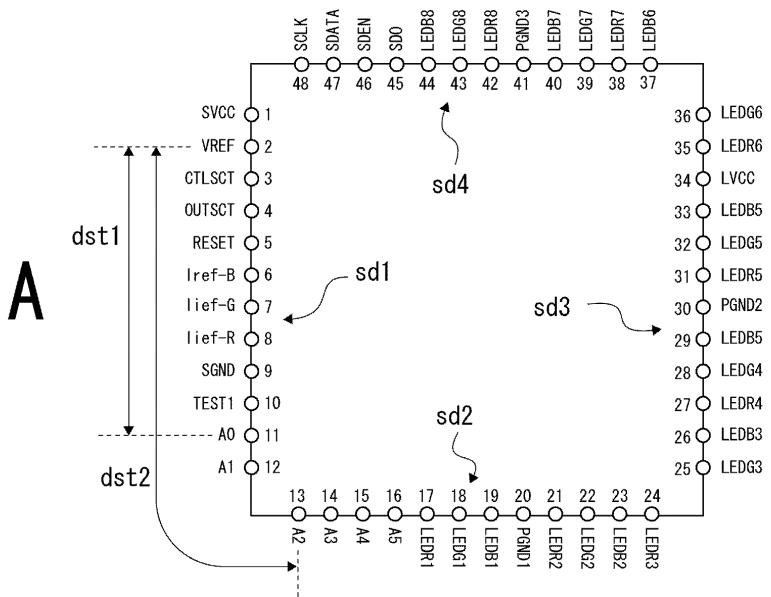
【補正対象項目名】図80

【補正方法】変更

【補正の内容】

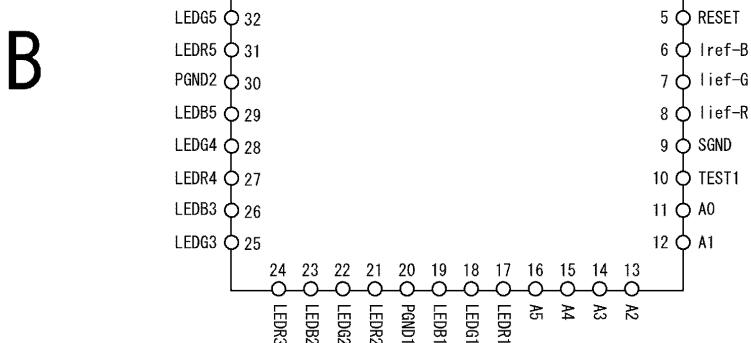
50

【図 8 0】

1601, 1510, 1511, 1520, 1521, 1522

10

20



30

40

【手続補正 1 1】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 9 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

50

【図9-4】

